

埼玉県公安委員会告示第46号

平成8年埼玉県公安委員会告示第167号（集団行進及び集団示威運動の届出に関する告示）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

別記様式第2号中「印」を削り、

「

備	考	1 本届出により道路交通法に基づき提出する道路使用許可申請書の場所又は区間、方法又は形態、添付書類及び現場責任者の記載を省略することができる。 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。	を
---	---	--	---

」

「

備	考	本届出により道路交通法に基づき提出する道路使用許可申請書の場所又は区間、方法又は形態、添付書類及び現場責任者の記載を省略することができる。	に
---	---	---	---

」

改める。

別記様式第2号

<p>集団行進及び集団示威運動に関する条例の届出書</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者住所</p> <p>氏名</p>	
主催者の住所、氏名	
連絡責任者の住所、氏名	
集団行進又は集団示威運動の日時	
集団行進又は集団示威運動の進路又は場所 (略図を添付すること。)	
参加予定団体の名称	
参加予定人員	
集団行進又は集団示威運動の目的及び名称	
道路使用の方法	
現場責任者の住所、氏名	
備考	<p>本届出により道路交通法に基づき提出する道路使用許可申請書の場所又は区間、方法又は形態、添付書類及び現場責任者の記載を省略することができる。</p>